

令和8年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,361,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月1日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		10,200,347	240,442	10,440,789
	1. 国庫負担金	8,134,037	101,000	8,235,037
	2. 国庫補助金	2,036,430	139,442	2,175,872
15. 県支出金		4,471,048	7,154	4,478,202
	1. 県負担金	3,039,832	1,117	3,040,949
	2. 県補助金	1,133,153	6,037	1,139,190
17. 寄附金		831,001	3,500	834,501
	1. 寄附金	831,001	3,500	834,501
18. 繰入金		1,001,623	10,500	1,012,123
	1. 基金繰入金	1,001,623	10,500	1,012,123
19. 繰越金		900,000	35,855	935,855
	1. 繰越金	900,000	35,855	935,855
20. 諸収入		1,550,389	20,174	1,570,563
	4. 雑入	715,650	20,174	735,824
21. 市債		5,151,600	149,300	5,300,900
	1. 市債	5,151,600	149,300	5,300,900
歳入合計		55,894,684	466,925	56,361,609

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出		千 円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,126,313	37,976	5,164,289
	1. 総務管理費	4,130,203	33,928	4,164,131
	3. 戸籍住民基本台帳費	350,103	4,048	354,151
3. 民生費		23,894,925	23,282	23,918,207
	1. 社会福祉費	10,936,230	13,798	10,950,028
	2. 児童福祉費	10,625,188	9,484	10,634,672
6. 農林水産業費		787,972	4,797	792,769
	1. 農業費	543,056	4,797	547,853
8. 土木費		4,795,583	110,574	4,906,157
	2. 道路橋りょう費	960,146	30,000	990,146
	3. 河川費	257,386	5,000	262,386
	4. 港湾費	472,541	52,000	524,541
	5. 都市計画費	2,259,905	3,400	2,263,305
	6. 住宅費	389,819	20,174	409,993
10. 教育費		8,400,112	146,971	8,547,083
	6. 保健体育費	1,493,573	146,971	1,640,544
11. 災害復旧費		30,000	143,325	173,325
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000	20,409	40,409

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

千 円

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	廃棄物埋立護岸対策事業	52,000

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現 年 災 害 復 旧 事 業	千円 50,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により 翌年度に繰越して借入れする ことができる。	% 年 5.0以内（ただし、利率見直 し方式で借り入れる政府資金及 びその他公的資金について、利 率の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期 間及び償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
計	50,800	—	—	—

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 建 設 事 業	千円 158,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 210,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	562,700				576,400			
防 災 対 策 事 業	2,946,200				2,953,400			
教 育 施 設 等 整 備 事 業	560,200				585,800			
計	5,151,600	—	—	—	5,250,100	—	—	—